

【中国】専利権存続期間補償制度（PTA）のご紹介

専利権存続期間補償制度（PTA）は、2021 年 6 月より施行された第 4 回専利法改正により新たに導入された制度です。PTA に関する具体的な内容は、専利法実施細則（2024 年 1 月より施行）において規定され、専利法実施細則と同時に施行された「専利審査指南（2023）」には、PTA に関する更なる詳細な内容が規定されています。なお、PTA と同時に導入された制度として医薬品存続期間補償制度（PTE）があります。

（１）趣旨

発明専利権の存続期間は、専利法第 42 条第 1 項の規定により、出願日から 20 年となっています。しかしながら、この出願日から 20 年の期間は、その発明が出願日から直ちに完全な法的保護を受けられることを意味するものではありません。実際には、専利権は付与公告日から独占排他的効力が発生するため、実質的な保護期間は法定の存続期間よりも短くなっています。特に発明専利の場合、実体審査に長期間を要することが多く、その審査期間の不合理な遅延は出願人の責任ではなく、専利局側の事情に起因する場合も少なくありません。このような場合に、専利権者は自らに起因しない理由によって専利権の存続期間が実質的に短縮され、専利権者にとって不公平です。

そこで、第 4 回の専利法改正により、PTA が導入されました。同制度は、権利化の過程において出願人に起因しない不合理な遅延を補償することを目的とし、専利権者の合法的権益の適切な保護を図るものです。

（２）補償される対象

発明専利の出願日から満 4 年で、かつ実体審査を請求する日から満 3 年後に発明専利権が付与された場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求により、発明専利の権利化の過程における不合理な遅延について、専利権の存続期間の補償を与えます。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りではありません（専利法第 42 条第 2 項）。

なお、同一の発明について、特許出願と実用新案出願を同日に行われた場合の発明専利には補償対象になりません。

（３）存続期間補償（PTA）の請求

専利権者は発明専利の権利付与公告の日から 3 月以内に専利局に PTA を請求し（専利法実施細則第 77 条）、所定の費用を納付しなければなりません。請求がされなければ補償はされません。

なお、PTA の請求できる期間は専利法実施細則第 6 条による権利の回復の適用はなく救済されないことに留意が必要です。

（４）補償される期間の計算

補償日数は、次の計算式に基づいて計算されます。

$$\text{補償日数} = (\text{専利権の付与日} - \text{出願日から満 4 年で実体審査請求日から満 3 年のうちの遅い日}) - \text{合理的な遅延の日数} - \text{出願人に起因する不合理な遅延の日数}$$

①**出願日**とは中国特許庁（CNIPA）に実際の出願書類を提出した日をいいます。例えば、優先権主張を伴う特許出願の場合は後の出願の実際の出願書類を提出した日、分割出願の場合は分割出願の提出日、PCT 出願の場合は中国の国内段階移行日¹です。

②**実体審査請求日**は実体審査請求発効日と出願公開日のうちの遅い日です。なお、実体審査請求発効日は必ずしも実体審査請求日とは限らないことに留意が必要です。

③**専利権の付与日**は専利権付与公告日です。

④**合理的な遅延の日数**は、専利法実施細則第 66 条の規定に基づいて専利出願書類の補正後の復審手続²、専利法実施細則第 103 条の規定（専利権の帰属に関する紛争）に基づく中止手続、

¹ 「専利審査指南 2023」（2025 年更新版）543 頁。

² 補正なしの復審手続は「出願人に起因する不合理な遅延」に該当しない。

専利法実施細則第 104 条の規定（裁判所の裁定）に基づく保全措置、復審請求人が陳述した新たな理由又は提出した新たな証拠に基づく拒絶査定取消の復審手続、行政訴訟手続等のその他の合理的な状況による遅延等（専利法実施細則第 78 条、「専利審査指南 2023」第 5 部分第 9 章 2.2.1）です。

⑤出願人に起因する不合理な遅延の日数は以下のとおりです（専利法実施細則第 79 条、「専利審査指南 2023」第 5 部分第 9 章 2.2.2）。

- (a) 指定期間内に国務院専利行政部門が発行した通知に応答しなかった場合、例えば、OA の応答期間を延長した場合は、原応答期限日から実際の応答日までの期間（拒絶理由通知の発行日に 15 日ルールが適用される可能性がある）。
- (b) 遅延審査が請求された場合は、遅延の発効日から遅延の終了日までの期間です。ただし、専利局に起因する場合はこの限りではありません。
- (c) この細則第 45 条に規定する事由に起因する遅延の場合、例えば、専利局の発明専利出願受領日から「援引確認請求」の提出日までの期間（日数）です。
- (d) その他の出願人に起因する不合理な遅延の場合、例えば、権利の回復の請求に起因する遅延の場合、遅延期間は原期限満了日より回復が承認された権利回復の審査承認の請求の通知書の発行日までの期間です。ただし、当該遅延は専利局に起因するものであることが証明できる場合は除く。最先の優先日から 30 月以内に中国の国内段階への移行日から最先の優先日より満 30 月の日までの日数³です。

（５）存続期間補償（PTA）の請求の審査

審査により、PTA の要件を満たさないと認めた場合、請求人に審査意見通知書が発行され、請求人には補正及び/又は意見を述べる期間が与えられます。PTA の要件を満たす場合には、存続期間補償を与える旨の決定が発行されます。審査意見通知書に回答しても補正されても依然として PTA の要件を満たさない場合は存続期間補償を与えない旨の決定が発行されます。

（６）不服申立て

決定に対して不服がある場合は、国家知識産権局に対して行政不服申立てをします（行政復議）ことができます。

（７）補償期間費用の納付

存続期間補償が許可された場合、出願日から 20 年（元の存続期間）の満了日前に補償期間費用を納付する必要があります。補償期間費用は、1 件ごと 1 年 8,000 人民元で、補償期間が一年未満の場合は費用の納付が不要です。

なお、補償期間費用の納付の期間徒過は救済されません。存続期間を満了しても補償期間費用を納付せず、又は納付額が不足する場合、請求はされなかったものとみなされます。

（８）専利権存続期間補償（PTA）と医薬品存続期間補償（PTE）

専利権者は、PTA と PTE の両方を請求することが可能です。PTE の場合、新薬の上市の承認後補償期間が 5 年を超えないこと、新薬の上市が承認された後専利権の存続期間の総有効期間が 14 年を超えないことの制限があるため、PTA の期間が先に計算され、PTA の期間が決定された後に PTE の期間が計算されることとなります。PTA の期間がまだ決定されなければ、PTE の期間は PTA の期間が決定されるまで待つて、PTE の審査を開始します。

³ 優先日から 30 月内に中国の国内段階を移行した PCT 出願について、出願人が PCT 第 23 条(2)の明示の請求をしなかったことによる遅延で、中国の国内段階への移行日から、優先日から 30 月の満了時までの期間（日数）は出願人に起因する不合理な遅延の日数に該当する。

(9) 延長された存続期間の関連情報の検索

① <http://epub.cnipa.gov.cn> というサイトにアクセスすると、次の画面が示されます。

The screenshot shows the CNIPA (China National Intellectual Property Administration) website. The header includes the CNIPA logo and the text '中国专利公布公告'. Below the header is a navigation bar with links: '首页', '事务查询', '专利公报查询', '高级查询', 'IPC分类查询', 'LOC分类查询', and '数据说明'. A search bar is prominently displayed with the placeholder text '请输入申请号、公布公告号或其他相关内容...'. Below the search bar are checkboxes for '发明公布', '发明专利', '实用新型', and '外观设计'. A '查询' (Search) button is to the right of the search bar. Below the search bar, there is a section for '专利数据日期范围: 1985.09.10-2026.06.05'. At the bottom, there is a section for '专利公告更新信息' with a list of updates.

② 中国語で表示されている次の「**事务查询**」をクリックします。

③ 「**事务查询**」をクリックすると、次の画面が示されます。

The screenshot shows the '事务查询' (Transaction Query) form on the CNIPA website. The form has a header with the CNIPA logo and the text '中国专利公布公告'. Below the header is a navigation bar with links: '首页', '事务查询', '专利公报查询', '高级查询', 'IPC分类查询', 'LOC分类查询', and '数据说明'. The form itself has a table with the following structure:

专利类型	☒ 发明专利	☒ 实用新型专利	☒ 外观设计专利
事务类型	所有事务类型▼		
事务信息	申请号		
	事务数据公告日		
	事务数据信息		

At the bottom of the form are two buttons: '查询' (Search) and '清空' (Clear).

④ 「申請号」の記入欄に專利番号を入力します。例えば、專利番号が ZL201580043170.0 の場合、2015800431700 を入力します。「ZL」、番号の中の「.」の入力は不要です。

A small blue button with a magnifying glass icon and the text '查询' (Search).

⑤中国語の  查詢 をクリックすると、次の画面が表示されます。

**中国专利公布公告**

首页 事务查询 专利公报查询 高级查询 IPC分类查询 LOC分类查询 数据说明

类型选择
发明专利

事务数据查询结果列表

申请号 ↑ 事务数据公告日 ↓

序号	申请号	事务数据公告日	事务数据
1	2015800431700	2024.11.08	专利权期限的补偿
2	2015800431700	2022.03.15	授权
3	2015800431700	2017.09.29	实质审查的生效
4	2015800431700	2017.09.05	公布

⑥「1」番の行の「申請号」をクリックすると、次の情報が示されます。

**中国专利公布公告**

首页 事务查询 专利公报查询 高级查询 IPC分类查询 LOC分类查询 数据说明

发明授权
发明公布
事务数据

用于治疗溃疡的方法和组合物【2015800431700】
事务数据类型： 专利权期限的补偿 事务数据公告日： 2024.11.08
专利权期限补偿
IPC(主分类):A61K38/18
申请日:20150612
授权公告日:20220315
原专利权期满终止日:20350612
现专利权期满终止日:20360113
事务数据类型： 授权 事务数据公告日： 2022.03.15
授权

⑦開示されている情報：発明の名称、専利番号、専利権存続期間の補償（PTA）、IPC、出願日、権利付与公告日、原存続期間満了日、延長された存続期間満了日が掲載されます。

参照条文

専利法

第 42 条

2 発明専利の出願日から満 4 年で、かつ実体審査を請求する日から満 3 年後に発明専利権が付与された場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求により、発明専利の権利化の過程における不合理な遅延について、専利権の存続期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りでない。

専利法実施細則

第 77 条 専利法第 42 条第 2 項に基づいて発明専利権の存続期間の補償を請求する場合、専利権者は専利権の付与が公告された日から 3 月以内に国務院専利行政部門に請求しなければならない。

第 78 条 専利法第 42 条第 2 項に基づいて発明専利権の存続期間の補償を与える場合、補償期間は発明専利が権利化過程における不合理に遅延された実際の日数により計算する。

2 前項にいう発明専利が権利化過程における不合理に遅延された実際の日数とは、発明専利の出願日から満 4 年で、かつ実体審査を請求する日より 3 年を満了する日から専利権を付与する公告の日までの間隔日数から、合理的な遅延の日数と出願人に起因する不合理な遅延の日数を差し引いた日数をいう。

3 次に掲げる場合は合理的な遅延に該当する。

(一) この細則第 66 条の規定に基づいて専利出願書類を補正した後に専利権が付与された場合は、復審手続に起因する遅延

(二) この細則第 103 条、第 104 条に規定する事由に起因する遅延

(三) その他の合理的な事由に起因する遅延

第 79 条 専利法第 42 条第 2 項に規定する出願人に起因する不合理な遅延は以下に掲げる場合を含む。

(一) 指定期間内に国務院専利行政部門が発行した通知に応答しなかった場合

(二) 遅延審査が請求された場合

(三) この細則第 45 条に規定する事由に起因する遅延の場合

(四) その他の出願人に起因する不合理な遅延の場合

第 84 条 国務院専利行政部門が専利法第 42 条第 2 項、第 3 項の規定に基づいて提出した専利権の存続期間の補償の請求に対する審査の後、存続期間の補償の条件を満たしていると認めた場合は、存続期間の補償を与える旨の決定をし、登録と公告を行う。存続期間の補償の条件を満たさない場合は、存続期間の補償を与えない旨の決定をし、請求を提出した専利権者に通知する。

参考情報

・中国特許庁公式サイト（2024 年 1 月 18 日）「専利権存続期間の補償」（『専利審査指南』（2023）改訂の解説（二））

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_2199_189879.html

・中国特許庁公式サイト（2025 年 5 月 13 日）「各国医薬品存続期間延長情報の照会のまとめ」（第一篇）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/13/art_3166_199658.html

* 免責事項

上記内容は、一般論であり、個別具体的な事情は担当の弁理士に相談するようお願いします。